

「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の規定に基づく事務の対応について

① 結核患者の入退院に係る届出（法53条の11）について

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

（求める措置の具体的内容）

感染症法第53条の11に規定される結核患者の入退院に係る届出の廃止を求めるもの。

（具体的な支障事例）

感染症法第53条の11に基づき病院管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは7日以内に保健所長あてに届け出なければならない。

一方で、結核患者は確実な服薬管理のため、DOTS(直接監視下短期化学療法)の手法を用い、定期的に対面・電話等による服薬確認の連絡を行っており、これにより、患者の受療状況が確認できる体制は整っている。

また、結核患者が発生した場合、感染症法第12条により医師は直ちに患者情報を保健所を経由して都道府県に届け出ることとなっており、保健所及び都道府県は結核患者の発生を随時把握可能である。

このため、感染症法第53条の11による届出は、結核患者の状況を把握する手段としての意義・必要性が低下しており、病院と自治体にとって負担となっている。

「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）における記載

(31) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法114）

(i) 結核患者が入院又は退院したときの病院管理者の届出（53条の11）については、保健所が、病院の実施する院内DOTS（直接服薬確認療法）への参加等により、必要な患者情報を把握している場合における当該届出の簡素化について、地方公共団体の意見を踏まえて検討し、**令和6年度中に結論を得る**。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

対応方針について

- DOTsの実施に当たっては、患者の入退院に応じて、病院が実施主体となる「院内DOTs」から保健所が実施主体となる「地域DOTs」への円滑で切れ目のない移行が重要であり、当該届出は、「地域DOTs」への移行に当たって必要となる患者情報を保健所が医療機関から収集するための法的根拠をもつ重要な手段である。したがって、当該届出は廃止しないこととする。
- しかしながら、当該届出の負担を軽減する観点から、当該届出について、行政手続きのデジタル化を推進するために制定された厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則に基づき、電子メール等を用いることができることを自治体宛て周知することとする。

① 結核患者の入退院に係る届出（法53条の11）について

（参考）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

（病院管理者の届出）

第五十三条の十一 病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、七日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

- 2 保健所長は、その管轄する区域内に居住する者以外の者について前項の届出を受けたときは、その届出の内容を、当該患者の居住地を管轄する保健所長に通知しなければならない。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）

（病院管理者の届出事項）

第二十七条の六 病院の管理者は、結核患者が入院したときは、法第五十三条の十一第一項の規定により、次に掲げる事項を文書で届け出なければならない。

- 一 結核患者の住所、氏名並びに結核患者が成年に達していない場合にあっては、その保護者の氏名及び住所（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - 二 病名
 - 三 入院の年月日
 - 四 病院の名称及び所在地
- 2 病院の管理者は、結核患者が退院したときは、法第五十三条の十一第一項の規定により、次に掲げる事項を文書で届け出なければならない。
 - 一 結核患者の氏名、年齢、性別並びに第四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 病名
 - 三 退院時の病状及び菌排泄の有無
 - 四 退院の年月日
 - 五 病院の名称及び所在地

① 結核患者の入退院に係る届出（法53条の11）について

（参考）

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）

（趣旨等）

第一条 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている厚生労働省の所管する法令の規定に基づく手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

2 （略）

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該行政機関等の使用に係る電子計算機と接続した際に当該行政機関等から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能（当該行政機関等からプログラムが付与される場合に限る。）を備えているものとして電気通信回線で接続したものとする。

② 結核定期健康診断の報告頻度及び報告期限（法53条の7）について

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

（求める措置の具体的内容）

感染症法施行規則における事業者等が行う結核定期健康診断の報告頻度及び報告期限について、同法施行規則第27条の5第1項中「一月ごとに取りまとめ、翌月の十日まで」を「当該年度分を取りまとめ、翌年度の4月10日まで」とするなど年1回の報告に改めるよう求める。

（具体的な支障事例）

【現行制度について】

感染症法における事業者等が行う結核定期健康診断は、毎年度実施が義務付けられており、その実施状況については、同法施行規則第27条の5第1項において「一月ごとに取りまとめ、翌月の十日まで」に保健所を経由して都道府県知事に報告しなければならないと規定されている。

【支障事例及び制度改正の必要性】

定期健康診断について、分散型や人間ドックにより複数月にまたがって実施している事業者等も多く、毎月の報告では、事業者等の報告業務及び保健所での集計業務が非効率な状況となっている。

一つの事業所等が行う結核定期健康診断について、当該年度の実施状況（対象者のうち何人に実施したか）を把握するためには、1年分全ての実施内容を確認する必要があることから、全体像を把握しづらい月ごとの報告よりも、年1回の調査の方がより適切である。また、結核患者の発生動向についても、医療機関からの発生届により遺漏なく把握可能であることから、月ごとの報告までは必要がないものとする。

【支障の解決策】

当該報告の頻度及び期限を「一月ごとに取りまとめ、翌月の十日まで」ではなく、「当該年度分を取りまとめ、翌年度の4月10日（従来の3月実施分の報告期限）まで」とするなど、年1回の報告とすることで支障が解決するものとする。

「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）における記載

(31) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法114）

(ii) 結核に係る定期の健康診断の通報又は報告（53条の7）の頻度（施行規則27条の5第1項）については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、現行の月1回から頻度を減らすことについて検討し、**令和6年度中に結論を得る**。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

② 結核定期健康診断の報告頻度及び報告期限（法53条の7）について

各自治体へのアンケート結果

○本件について、令和6年9月30日～10月14日に各都道府県・保健所設置市・特別区宛て、アンケート調査を実施。157自治体のうち154自治体から回答があった。

Q 本報告の頻度及び期限については、どのようにするのが適切と考えられますでしょうか。

	回答自治体数
① 現行のまま（1月ごとに取りまとめ、翌月の10日まで）	5自治体
② 「地方からの提案」のとおり（当該年度分を取りまとめ、翌年度の4月10日まで）	136自治体
③ その他	13自治体（年に1度ではなく四半期毎などの定期的な報告、健診結果が出次第速やかに報告、当該年度分を取りまとめ翌年度の6月末まで、など）

（②に回答した理由の例）

- ・「地方からの提案」のとおり、事業者等及び保健所双方の業務効率化のため。
- ・複数月にまたがって健康診断を実施した場合、報告漏れや重複報告が発生することがあり、集計作業や連絡調整に時間を要するため。
- ・健診実施者から要望があることと、一年に一度の報告時期が定まっている場合、未報告の実施者への報告勧奨が行いやすくなるため。
- ・統計的情報は年間全体の実施状況や結果を使用しているため、報告頻度を減らした場合でも、統計的情報の活用は可能であるため。

対応方針について

○ 結核定期健康診断の報告頻度及び報告期限については、健康診断の結果を速やかに把握する必要があったことから毎月1回の報告を求めていたと考えられるものの、罹患率の低下に伴い、毎月の報告を求める意義は薄れているものと思料される。また、結核の発生状況については法第12条第1項の規定に基づく結核発生届により把握することが可能である。一方で、定期健康診断に係る統計的情報は引き続き重要であることから、自治体へのアンケート結果を踏まえ、提案どおり「当該年度分を取りまとめ、翌年度の4月10日まで」とすることとし、施行規則を改正することとしてはどうか。

② 結核定期健康診断の報告頻度及び報告期限（法53条の7）について

（参考）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

（通報又は報告）

第五十三条の七 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第五十三条の四又は第五十三条の五の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所設置市等の区域内であるときは、保健所長及び保健所設置市等の長）を經由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、他の法律又はこれに基づく命令若しくは規則の規定による健康診断実施者が、第五十三条の二第四項の規定により同条第一項の規定による健康診断とみなされる健康診断を行った場合について準用する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）

（健康診断の通報又は報告）

第二十七条の五 定期の健康診断の実施者（以下次項において「健康診断実施者」という。）は、法第五十三条の二の規定によって行った定期の健康診断及び法第五十三条の四の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、二月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第五十三条の七第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に従い、通報又は報告しなければならない。

- 一 事業者の行う事業、学校若しくは施設の所在地及び名称又は市町村若しくは都道府県の名称
 - 二 実施の年月
 - 三 方法別の受診者数
 - 四 発見された結核患者及び結核発病のおそれがあると診断された者の数
- 2 健康診断実施者は、法第五十三条の五の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、前項各号に掲げる事項を一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第五十三条の七第一項の規定に従い、通報又は報告しなければならない。
 - 3 第一項の規定は、保健所設置市等の長が法第十七条第一項及び第二項の規定によって行った結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断について準用する。